別表六(二十一)及び別表六(二十二)を削る。

別表六(二十)付表の表中

②	
③	

を

②	内
③	内

に、

調整新規雇用者総数 ((２の②)と別表六(二十)「３」のうち少ない数)

を

調

整新規雇用者総数 ((２の②)と別表六(二十四)「３」のうち少ない数)

に、

非新規基準雇用者数 (別表六(二十)「３」)－((8)又は(２の②)) (マイナスの場合は０)
対象移転型非新規基準雇用者数 (((５の③)－(２の③))と(12)のうち少ない数) (マイナスの場合は０)

を

非新規基準雇用者 (((別表六(二十四)「３」)－
対象移転型非新規基準雇 ((((５の③)－(２の③))と

数又は特定非新規雇用者基礎数 ((8)又は(２の②)))と(１の②の内書)のうち少ない数) (マイナスの場合は０)
用者数又は対象移転型特定非新規雇用者基礎数 (１の③の内書)のうち少ない数)と(12)のうち少ない数) (マイナスの場合は０)

に、

比較給与等支給額 (23)＋((23)×(別表六(二十)「６」)×$\frac{20}{100}$)

を

比較給与 (23)＋((23)×(別表

等支給額 六(二十四)「６」)×$\frac{20}{100}$)

に改め、同表の記載要領第１号中「が租税特別措置法」の次に「第42条の12第１項若しくは第２項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）、所得税法等の一部を改正する法律（令和４年法律第４号）第11条の規定による改正前の租税特別措置法（第４号及び第５号において「令和４年旧措置法」という。）」を加え、「第４号」を「第６号」に、「第３号」を「第５号」に改め、同第六号中

「「比較給与等支給額　(23)＋((23)×(別表六(二十)「６」)×$\frac{20}{100}$)　(24)　」」を

「「比較給与等支給額　(23)＋((23)×(別表六(二十四)「６」)×$\frac{20}{100}$)　(24)　」」に、「別表六(二十)「５」」を「別表六(二十四)「５」」に改め、同号を同第九号とし、同第五号を削り、同第四号中「次号」を「次号(2)」に改め、同号を同第六号とし、同号の次に次の１号を加える。

７　「非新規基準雇用者数又は特定非新規雇用者基礎数
(((別表六(二十四)「３」)－((8)又は(２の②)))と(１の②の内書)のうち少ない数)　(12)　の欄の記載に当たつては、次によること。
(マイナスの場合は０)　」

(1)　当該事業年度が令和４年４月１日前に開始した事業年度である場合には、「と(１の②の内書)のうち少ない数」を消すこと。

(2)　当該事業年度が特例対象事業年度に該当する場合には「又は(２の②)」を消し、その他の場合には「(8)又は」を消すこと。